

## 令和3年第1回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和3年1月27日（水） 午前9時00分～11時20分

開催場所 いちき串木野市串木野庁舎別館防災センター2階会議室

出席農業委員（12人）

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	木場	由美子
	2番	外菌	健藏
	3番	西	美香
	4番	川畑	千秋
	5番	福菌	勉
	6番	松田	健
	7番	樋口	正信
	8番	蓑手	幹夫
	9番	古賀	久美子
	10番	西村	四男

出席農地利用最適化推進委員（3人）

串木野地区1	永井	美治
串木野地区2	原口	壽藏
市来地区	井手迫	正博

出席職員 後瀬局長、大里主査、棚町主査、中村主任

議事録署名委員（11番 久木山 純広 委員、1番 木場 由美子 委員）

### ○ 議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知（3件）について

日程第2 報告議案第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法分（5件）について

日程第3 報告議案第3号 耕作放棄地に係る非農地判断の取り消し（13件）について

日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請（2件）について

日程第5 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請（1件）について

日程第6 議案第3号 非農地証明願（1件）について

日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画案（3件）について（新規3件）

日程第8 議案第5号 農用地利用集積計画案（一括方式）（新規22件）について

日程第9 議案第6号 農用地利用配分計画書（耕作者変更機構貸出）について

日程第10 議案第7号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について

## 会議の概要

- 局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和3年第1回いちき串木野市農業委員総会を開催いたします。
- 初めに、会長より挨拶をお願いいたします。
- 会長 (あいさつ)
- 局長 それでは、令和3年第1回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっております。よろしくお願ひします。
- 議長 それでは、会議規則に基づきまして、私の方で議長を務めさせていただきます。まず事務局より、本日の農業委員の出席状況の報告をお願いします。
- 局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し、出席委員12名で全員出席しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々とも、出席されていることを報告いたします。
- 議長 それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。
- これより議事に入ります。まず議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただくことにご異議ございませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 それでは議事録署名委員は、11番 久木山純広委員、1番 木場由美子委員にお願いします。それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。
- ただ今から、議事に入ります。まず、日程第1 報告議案第1号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてを議題とします。それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

1 ページをお願いします。日程第 1 報告議案第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知は 3 件 8 筆 3,657 m<sup>2</sup>です。借り人、貸し人の（ ）書きの方は亡くなつておられますので、相続代表者の氏名を掲載してございます。No.1 は借り人が亡くなられたため、No.2 は借り人の体調不良、No.3 は中間管理機構を介しての契約を行うため、議案の 14 ページの No.13 で後ほどご審議いただくための解約となつております。この No.1 の農地につきましては、今後耕作をしたいという新規借り受け希望者からの申し出がございましたので、申請の手続きの案内をいたしました。

議長

事務局の説明が終わりました。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長

ないようですので、日程第 1 報告議案第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知 3 件については、申請のとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長

異議なしということなので、日程第 1 報告議案第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知 3 件については、申請のとおり受理することで決定いたしました。続きまして、日程第 2 報告議案第 2 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知中間管理法分についてを、議題とします。それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

2 ページをお願いします。日程第 2 報告議案第 2 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知中間管理法分は、5 件 14 筆 13,811 m<sup>2</sup>です。現在までの契約内容を変更し、改めて後程 13 から 14 ページの農用地利用集積計画書案一括方式にて、ご審議いただくための解約となつております。

議長

事務局の説明が終わりました。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長

ないようですので、日程第 2 報告議案第 2 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知中間管理法分 5 件につきましては、申請の

とおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長

異議なしということなので、日程第2報告議案第2号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分5件については、申請のとおり受理することで決定いたしました。続きまして、日程第3報告議案第3号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについてを議題とします。事務局の説明をお願いし、終了後質疑に入ります。それでは、事務局の説明をお願いします。

大里主査

日程第3報告議案第3号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについて、ご説明申し上げます。3ページをお願いします。非農地判断に対して、当人から農地判断を取り消してほしいという事案13筆が出てまいりましたので、ご報告します。上から1筆目、八房〇〇から、9筆目八房〇〇について、表にあります総会判断日に非農地に判断されたところです。1月7日(木)前田委員、久木山委員で現地確認した結果、耕作されていることを確認しています。上から10筆目、冠嶽〇〇以降につきましては、今年度の夏に農地を確認して、非農地判断をして通知しましたところ、本人から非農地を取り消してほしいと申し出がありましたところです。それほど時間が経過していないため、今年度の利用状況調査での調査員に報告をお願いしたいと思います。冠嶽〇〇については、福菌委員、川畑委員に現地確認をお願いしております。報告をお願いします。

福菌委員

報告をいたします。現地確認の際、近くの農地と一緒に非農地と判断してしまいました。冠嶽〇〇は現在梅も植えてあり、農地パトロールのときにもっとよく確認をすればよかったと思います。

大里主査

ありがとうございます。耕作をされているということです。次に、11筆目荒川〇〇については、古賀委員、外菌委員で現地確認をお願いしております。報告をお願いします。

外菌委員

現地の入り口は、鉄柵で鎖を巻いた状態で人は入れない状態で、外から見ても山林の状態でしたので、中まで入ることができない状態だったと思います。先日現地調査をした時は、鎖を開けて入って橋を渡ったところに、柑橘類を植えてあった状況でした。外から見たところ非農地と判断させていただきましたが、実際入ってみれば、草を刈った状態で、畠と言える状態でした。

大里主査

ありがとうございます。次に上から 12 筆目と 13 筆目の河内については古賀委員、外薦委員で現地確認をお願いしてあります。報告をお願いします。

古賀委員

古賀です。河内の 2 筆なんですが、以前の調査の時には背丈くらいの雑草に覆われていて、耕作できる状態ではなかったので、非農地といたしました。今回の調査の時は、耕作できるように管理されておりましたので、非農地判断の取り消しをお願いしたいと思います。

大里主査

ありがとうございます。現地確認の結果、いずれについても耕作されていることを確認しています。表を見ていただいて、一番上の項目が書いてあるところの総会判断日とありますのが、前回非農地判断を決定した日になりますが、現地確認の結果これを今回一番右の内容の欄に表示しているとおり、全筆耕作中とし、非農地判断の取り消しをするものであります。今回分が表の下の令和 2 年度 1 月の 11 人、13 筆、 $5651\text{ m}^2$ となっております。

議長

私から補足をします。1 から 9 番目について、耕作中とありますが、一部耕作はしていないくて、草を刈ってある保全管理のところも含んでおります。農地として、保全されているという確認をしております。事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。皆様から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長

ないようですので、日程第 3 報告議案第 3 号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消し 13 件については、非農地の判断を取り消すということでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長

異議なしということなので、日程第 3 報告議案第 3 号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消し 13 件については、報告のとおり取り消すことに決定します。今回の非農地判断を取り消した件については、地権者への通知はどんなふうにされるんですか。

大里主査

非農地判断を通知してある分については、取り消す通知を送ります。

議長

当初の非農地の判断をして、非農地の通知をしてある分と、してい

ない分があるそうです。地元いちき串木野市内に地権者がいらっしゃる分については、非農地通知をしてありますけど、市外にいらっしゃる方については、当初の非農地通知をしていないということでございますので、その分については、今回も取り消しましたという通知はしないということです。次に、日程第4議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は2件であります。事務局の説明、その後調査委員からの調査報告をお願いし、2件終了後、質疑に入ります。では、No.1について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

4ページをお願いします。日程第4議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は2件です。No.1についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する農地を譲り受けたいという申請です。この申請地は農用地区域外農地です。譲受人は、現在所有する農地は69m<sup>2</sup>ですが、果樹を植えてあります。購入後は申請地にて自家消費をするための柿やいちじく、ブルーベリーやみかんと、野菜の栽培を行う予定だそうです。今回の申請で下限面積は超えることになります。調査は【正】を西委員、【副】を福菌委員にお願いしてあります。

議長

それでは、調査委員の報告をお願いします。

西委員

3番西です。農地法第3条第1項の規定による許可申請のNo.1について、調査報告いたします。1月21日午前10時10分より現地で代理人の行政書士立会いのもと、福菌委員と私が調査を実施いたしました。資料の4、5ページをご覧ください。申請地は、農用地区域外農地です。譲受人は譲渡人より土地を売買で購入したいとのことです。自宅は0.1km程の距離です。5.53aの土地に自家消費用の柿の木を植えるということで、農機具は耕耘機のみで、薬剤散布はスプレー剤を用いるということでした。営農計画書、所要労働力、作業方法等、積極的な農業従事者が期待できなかつたため、営農計画の改善を提案しました。なお、譲受人は6.22aの農地を所有していますが、現在、一部適切に管理されておりません。その後、一昨日改善された営農計画書が提出されましたので、ご報告します。取得後の栽培品目は柿・イチジク・ブルーベリー・みかん、残りの100m<sup>2</sup>で野菜を栽培するということに変更されました。私どもとしては、検討が必要だと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長

次に、No.2について事務局の説明をお願いします。

棚町主査

6ページをお願いします。No.2についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡し人の所有する農地を譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。譲受人は所有する農地は全て耕作しておられます。この申請地も相対で使用貸借されており、14年ほど前からビニールハウスを建てて、観葉植物を栽培しておられます。今回の申請地は譲渡人が父名義の他の土地を相続したことにより、兄弟の間で遺産を分割することになり、この申請地も含めて売りに出すことにしたため、現在耕作中の譲受人がこの農地を買いたいと申し出たための申請です。調査は【正】を松田委員、【副】を川畠委員にお願いしております。

議長

それでは、調査委員の報告をお願いします。

松田委員

6番松田です。No.2について報告します。1月22日16時より、申請人本人立会いのもと、川畠委員と私で申請のあった土地を調査いたしました。申請地については、6、7ページをご覧ください。譲渡人の土地を譲受人が購入して花卉栽培を行うことです。この申請地は、農用地区域内農地で、譲受人のハウスが建っています。譲受人は花卉栽培をしている認定農業者で、現在42aほど耕作しているそうです。労働力は2人、農機具等は管理機、動噴等があるということです。通作距離は約2キロで、申請地はきれいに管理されていました。調査した結果、問題ないと思います。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。事務局の説明及び調査委員からの調査報告が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。まず、No.1についてご質疑を受けたいと思います。何かご質疑ございませんか。その、西委員、検討が必要ということですが、どういったことについて検討が必要ということか、もう一度説明をお願いします。

西委員

はい、最初の営農計画で、ご主人と奥様が従事されるということでしたが、結構広い土地に柿の木を植えるということでした。自家消費用の柿の木を植えるということでしたが広い土地で、今から柿の実になるまで5年以上かかるうえ、年齢的には70歳くらいの方が自家消費用に植えるということが、どうなのかということと、農機具保有が耕耘機のみで、スプレー剤を用いるということでしたので、農作業にどうかと疑問がありまして、改善を提案したところ、柿のほかイチジク、ブルーベリー、みかんを計20本程度植えるということに改善されました。野菜ならわかるんですけどと話をしたところ、残りの100m<sup>2</sup>で野菜を栽培するということに改善されました。新興住宅地が迫っ

ている土地で、畑のすぐ裏には道路ができる土地です。改善計画書で計 20 本程度木を植えるということだったんですが、農機具はなくて、薬剤散布はスプレー剤を用いるということでしたが、それでいいでしょうか。

議長 現状は、果樹は植えていないのでしょうか。

西委員 何もないです。奥の方が、少し竹が生えていて、後ろは見渡せない状態です。その竹藪の裏は、道路ができる予定です。

議長 広い土地に、いろいろ果樹も栽培することですね。

西委員 果樹を植えるところに、ブルーベリーも一緒に植えていいのでしょうか。地質が違うんですが。

議長 自家消費用ということですので、防除もしないかもしれませんね。

西委員 それと、もう一点、ここに土地を取得して、栽培されたいことはわかったんですが、現在所有中の農地が適正に使われていないことがありますので、もし新たに購入して使いたいのであれば、持っている農地を使うべきではないでしょうか。

議長 それは、近くにあるんでしょうか。

西委員 生福です。

議長 ここは袴田で、自宅のそばですね。

西委員 そこが、適正に管理されていなくて、一部違反転用されています。

議長 既存の 69 m<sup>2</sup>のところが、一部違反転用されていますか。

西委員 はい、調べましたら違反転用がありました。

議長 それを申請してもらうということを約束してもらわないと、許可は出せないです。

西委員 もし、ここで許可するのであれば、既存の土地を適正に処理されから、許可を出すべきでは。

議長 その、 $69\text{ m}^2$ のところは見てないんですか。

西委員 私は、見てきました。

議長 どんな状況でしたか。

西委員 半分山になっていて、法面が山林化しています。そこに少し柿の木が植えてあります。本人はサワーポメロと言っておられたんですが、見える限りは柿の木で、立ち入り禁止で入れないので、もしかしたら奥にサワーポメロがあるのかもしれないですが、見える範囲は、柿でした。木が3、4本植えられていて、一部コンクリート舗装されていて、どこまでが農地か、境がわからなかつたんですが、その隣が資材置き場です。

議長 資材置き場ですか。

木場委員 会長、一応誓約書に5年間は農地として使うということが記されていますので、5年間は見守るということで、植えるものは、その人の好きなものを植えればいいんでしょうが、その間に家でも建つようなことのないように、守ってもらうしかないのではないかと思います。

議長 他にご意見はございませんか。事務局は、どうですか。既存の農地について、3条の許可については全部耕作要件というのがありますけど、その要件に係るので、既存の農地をどういった状態か確認したうえで、違反転用があるのであれば、本人とも話をして、そこらへんがちゃんと整理できれば、今回の分は許可をしますという対応をしたほうがいいんじゃないかと思うんですが。事務局は、既存のところは見ていないんでしょう。

棚町主査 確認しました、この $69\text{ m}^2$ の農地の先に違反転用が2筆あります。

議長 この人の名義ですか、旦那さんの名義ですか。

棚町主査 この方の名義です。登記簿上は田と畠ですが、宅地化しているところが2筆あります。

議長 それはこの $69\text{ m}^2$ の中には入っていないんですか。

棚町主査 入っていません。

議長 それは、農地なんでしょう。経営面積には入っていないんですか。

棚町主査 登記簿上は農地です。

議長 しかも違反転用なんでしょう。

棚町主査 はい。

議長 私達は 69 m<sup>2</sup>が経営面積だと思いますよね。ちゃんと違反転用分も含めて出さないとおかしいですよね。

久木山委員 69 m<sup>2</sup>だけなら、今回の申請で農地を求められるわけだから、おかしいですよね。実際、69 m<sup>2</sup>しか書類上わからないわけだから、違反転用とかは出てこないわけだから。

議長 それは、おかしいですね。

久木山委員 実際のところ保留になりますよ。

議長 同じ法律の中で、違反状態にある中で許可を出すということは、問題があるような感じですね。既存の畠について、ちゃんと適正な状態に非農地証明願いなのか、許可申請を出して追認をするのか、そこらあたりの処理を済ませないことには、それにプラスして今回の案件を許可するということは、ちょっと難しいのではないか。

川畠委員 他の所も、○○さんなんですか。

棚町主査 はい、そうです。

川畠委員 事務局にも問題がありますよ。69 m<sup>2</sup>の既存部分というのは、おかしいんじゃないですか。農地であればですよ、なんで見過ごしたのかということになりますよ。

外薦委員 これは、もう、保留ですよね。

川畠委員 保留ですね。調べて、ちゃんとしてから許可した方がいいんじゃないですか。

議長 はい、それでは、No.1については、他の農地で問題があるということで、今回は保留ということで、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長

次のNo.2について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

よろしいですか。お諮りします。日程第4議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1については保留、No.2については申請の通り許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということなので、日程第4議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1については保留、No.2については申請のとおり許可することで決定いたしました。ありがとうございます。続きまして、日程第5議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は1件です。事務局の説明、その後調査委員からの報告をお願いし、質疑に入ります。では、No.1について事務局の説明をお願いします。

中村主任

日程第5議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。今月は1件であります。No.1について、説明いたします。8ページ、9ページをお開きください。譲受人は、本申請地を買い受け、経営している〇〇の従業員駐車場として、使用したいための申請であります。なお譲受人は、〇〇を平成28年10月に〇〇したときから現在に至るまで、譲渡人との間で賃貸契約していました。始末書も提出しております。調査委員は【正】を福薦委員、【副】を西委員にお願いしております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、調査委員の報告をお願いします。

福薦委員

5番福薦です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.1について、1月21日申請人の代理人である行政書士立会いのもと、西委員と私が調査をいたしました。申請地は、麓地区土地区画整理事業で第3種農地になります。位置図は、8、9ページをご覧ください。転用の目的は、譲受人が経営する〇〇の従業員の駐車場として、本申請地を買い受けて使用するためです。申請地は、現状のまま使用する計画で、普通車4台が縦列に駐車し、その駐車スペースの西側に1m、東側に2.8mの緩衝地を設けます。被害防除計画は、雨水対策のみで、自然流下や北側道路の側溝に流します。西側に畠があります

が、日照・通風などに影響はありません。東と南側は宅地、西側は畠、北側は道路です。平成 28 年 10 月に〇〇した時から、本申請地を無許可で従業員の駐車場として使用したので、始末書が添付されています。問題はないと思ってまいりました。皆様のご審議の程をお願いします。

議長

はい、ありがとうございました。事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。それでは、ただ今から質疑に入ります。皆様何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようですので、お諮りします。日程第 5 議案第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第 5 議案第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 1 件については、申請のとおり許可することで決定します。続きまして日程第 6 議案第 3 号非農地証明願についてを議題といたします。今回の申請は 1 件であります。事務局の説明をお願いします。

大里主査

日程第 6 議案第 3 号非農地証明願について、ご説明申し上げます。今月は 1 件の申請で違反転用の分です。資料は 10 ページをご覧ください。申請地は 1 筆になります。違反転用を農業委員会側が確認しておりますので、今回改めて委員による現地調査は行っておりません。申請地の農地区分は第 2 種農地、その他の農地になります。申請事由について、昭和 60 年に自宅を建築した際に、農地部分にはみ出して建築してしまったということです。農地でなくなり 20 年以上経過していることから、今後農地としての活用は難しいため、非農地相当と考えております。

議長

事務局からの説明が終わりました。今回は 1 件です。質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようでございますので、お諮りします。今回非農地証明願いの

ありました 1 件につきまして、申請の通り非農地証明書を発出することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということなので、日程第 6 議案第 3 号非農地証明願 1 件につきましては、申請の通り証明書を発出することで決定いたしました。次に、日程第 7 議案第 4 号農用地利用集積計画案についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

12 ページをお願いします。日程第 7 議案第 4 号 1 月分の農用地利用集積計画書案は、3 件 8 筆 7,283 m<sup>2</sup>で新規の申請です。所有農地のある借人は、全て耕作しておられます。

議長

ただ今、事務局の説明がありました。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。ちょっと、私のほうからいいですか。次の議案が一括方式の中間管理法の利用権設定なんですが、今回は一般の基盤強化法の利用集積計画なんですが、中間管理事業に載せなかつた理由があるんでしょうか。

棚町主査

今回申請が出た際には、ご本人同士で契約書に印鑑をもらって来ておられましたので、理由は聞いておりません。次回から尋ねるようにいたします。

議長

ありがとうございます。我々もできるだけ、中間管理事業にのせるように県の方からも色々誘導がありますので、極力中間管理事業で処理したいというところなんですが、今回は当人たちが印鑑をもって普通の、一般の基盤強化法の利用権設定を持って来られたということで、今回は中間管理事業に載せる余裕がなかつたということですので、ご理解をいただきたいと思います。他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者声あり)

議長

それではお諮りします。日程第 7 議案第 4 号農用地利用集積計画 3 件については、申請のとおり決定することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということなので、日程第 7 議案第 4 号農用地利用集積計画 3 件については、申請のとおりの内容で決定されました。次に、日

程第8議案第5号農用地利用集積計画案一括方式についてを議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

13から15ページをお願いします。日程第8議案第5号1月分の農用地利用集積計画書案一括方式は、新規で22件41筆32,586m<sup>2</sup>です。所有農地のある借り人の方は、農地を全て耕作しておられます。また、貸し人の方で、（ ）書きの方は亡くなっていますいらっしゃる方です。利用権を設定する者の欄は、相続代表者の氏名を記載してございます。今月の契約期間の欄に、10年以上の他に6年10ヶ月の契約がございます。これは、2ページで合意解約をした後に結ぶ契約分です。中間管理機構の都合で、当初の契約日からの終期をそろえて、賃借料の徴収日と支払日をわかりやすくして、貸し人へ賃借料を払うために残存期間で再契約を結ぶためということでした。また、15ページのNo.19から22の借り人〇〇は、後ほど19ページにてご説明いたしますが、今回新たに解除条件付き法人としての新規耕作事業所となります。農政課に確認しましたところ、以前から〇〇は会社役員の農地を相対で借り入れて会社として耕作し、既に平成30年から認定農業者になっているとのことでした。

議長

事務局の説明が終わりました。現在、中間管理事業の契約は原則10年となっていますが、13、14ページにありますとおり、6年10ヶ月という中途半端な契約期間が設定してございますが、これは当初契約したもののが合意解約されて、新たな形で借り人が変更になって設定されたということなんですが、機構の都合上、残された期間を契約期間として設定した方が、賃借料の支払いとか変更がないということで、そういう事情もあって、中途半端な契約期間となっているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。15ページの〇〇は、認定農業者として位置づけをされていまして、これまで〇〇の代表個人が借りていたのを会社として経営していたということで、今回初めて会社として農地を借りるという利用集積計画になります。何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

他にご質疑ないようですので、お諮りします。日程第8議案第5号農用地利用集積計画案（一括方式）につきましては、申請のとおり決定することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということでございますので、日程第8議案第5号農用地利用集積計画案（一括方式）につきましては、申請のとおりの内容で決定します。次に、日程第9議案第6号農用地利用配分計画書（耕作者変更機構貸出）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

棚町主査

16ページをお願いします。日程第9議案第6号、2月1日開始分の農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書は、耕作者変更機構貸出分で、新規で6件7筆5,622m<sup>2</sup>です。所有農地のある借り人の方は、農地を全て耕作しておられます。こちらの契約期間6年10ヶ月も、13から15ページの日程第8議案第5号1月分の農用地利用集積計画書案一括方式でご説明いたしましたとおり、中間管理機構の都合で、当初の契約日からの終期をそろえて、賃借料の徴収日と支払日をわかりやすくして、貸し人へ賃借料を払うために残存期間で再契約を結ぶためということでした。この配分計画は、当初の契約内容を変更せずに、耕作者の変更のみを行う場合に行われるものです。

議長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。さっきの一括方式と、今回の利用配分計画書は、ちょっと似てますが、一括方式の方は、貸し付け条件の内容が変わるので、新たな契約ということになるそうです。今回の配分計画の耕作者変更は、貸し付け条件の内容は変わらずに、ただ耕作者だけが変わるということで、耕作者変更という違いがあるということです。他に何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

ご質疑ないようですので、お諮りします。日程第9議案第6号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画につきましては、申請のとおり決定することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということでございますので、日程第9議案第6号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画につきましては、申請のとおりの内容で決定することとします。次に、日程第10議案第7号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議案についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

大里主査

事務局です。今日お配りした資料をご覧ください。日程第10議案

第7号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議案についてご説明申し上げます。17、18ページをご覧ください。最近の農業委員会の主な不祥事が載っておりますが、こういったことがないように、すべての農業委員会で法令などを遵守する申し合わせについて、決議を求めるものであり、昨年度1月の農業委員会総会にて実施したもので、令和2年度以降の実施について、年1回以上実施するようにとのことです。本市農業委員会においても、公正、公平に職務を遂行し、法令などを遵守する申し合わせについて、案のとおり決議を求めるものです。

**申し合わせ読み上げ**

議長

昨年からこの申し合わせ決議をしている議案でございます。今回の申し合わせ決議を行う必要性の背景が、昨年10月に他県でこういった農地転用に係る贈収賄事件があったということで、その不祥事を受けて今回、全国的に各農業委員会で、法令遵守の申し合わせ決議を実施してくださいと、全国的な流れでの動きですのでご理解をいただきたいと思います。これより、質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

お諮りします。日程第10議案第7号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議案につきましては、原案のとおり決議することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第10議案第7号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議案については、原案のとおり決議されました。

議長

以上で、議事の方は全て終わりました。

議事録署名委員